

令和2年6月25日

関係者各位

門司税関監視部保税地域監督官部門

令和2年5月11日付で「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置」が関税法第2条の3に基づく特定災害として指定されていますが、現下の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により旅客機又は旅客船の入出港が停止し、又は、著しく減少し、外国貨物の搬入ができなくなっている保税売店や旅客機・旅客船に係る機用品・船用品のみを蔵置する蔵置場については、保税地域許可手数料の還付又は免除若しくは軽減の対象となる場合がありますのでお知らせいたします。

なお、手続・条件等の詳細についてはお近くの税関官署にお問い合わせ下さい。
※還付の申請については特定災害の指定から2か月を経過する日（令和2年7月11日）までに行う必要があります。

※お問い合わせ先

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・ 門司税関保税地域監督官部門 | TEL 050-3530-8387 |
| ・ 下関税関支署保税担当 | TEL 083-266-5377 |
| ・ 下関税関支署宇部出張所 | TEL 0836-21-7391 |
| ・ 博多税関支署保税部門 | TEL 092-263-8334 |
| ・ 福岡空港税関支署検査・保税部門 | TEL 092-477-0118 |
| ・ 大分税関支署大分空港出張所 | TEL 0978-67-3345 |
| ・ 細島税関支署宮崎空港出張所 | TEL 0985-63-5600 |